

令和6年度 第3回庁議要旨

日時：令和6年5月13日（月）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 アイリスオーヤマ株式会社との包括連携協定の締結について（復興企画部）

アイリスオーヤマ株式会社は、顕在化したニーズではなく、潜在的なニーズを掘り起こした“ユーザーイン発想”で「コト」に着目した商品開発により、日本だけに留まらず、グローバルに事業を展開しており、また「健全な成長を続けることにより社会貢献し、利益の還元と循環を図る」等の企業理念のもと、様々な商品・サービスの提供を通して、社会の課題解決に取り組んでいる。

昨年、同社より本市との包括連携協定の締結について申出があり、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

同社との協議が調ったことから、包括連携協定を締結し、緊密な連携と協力のもと、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図る。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 防災・減災に関すること
- ② 脱炭素化に関すること
- ③ 産業振興に関すること
- ④ ICT教育・行政DXに関すること
- ⑤ その他目的を達成するために必要な事業に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和6年5月17日 包括連携協定締結式

2 石巻地方広域水道企業団規約の変更について（市民生活部）

東日本大震災により被害を受けた水道施設の復旧を行うに当たり、石巻地方広域水道企業団規約において本市及び東松島市の分担割合を定め、石巻地方広域水道企業団へ負担金を拠出してきたが、令和5年度をもって災害復旧事業が完了した。

災害復旧事業工事の完了に伴い、石巻地方広域水道企業団規約を変更するもの。

(1) 主な内容

【変更内容】

石巻地方広域水道企業団規約第14条（経費の支弁の方法）を削除する。

改 正	現 行
(経費の支弁の方法) 第13条 (略)	(経費の支弁の方法) 第13条 (略) <u>第14条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により被害を受けた水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する施設（同条第2項に規定する水道事業若しくはこれに類する事業として政令で定めるもの又は同条第4項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）の災害復旧事業に係る関係市の分担割合は、前条第2項の規定にかかわらず、石巻市80.11パーセント、東松島市19.89パーセントとする。</u>

(2) 今後の予定

令和6年6月 市議会第2回定例会に石巻地方広域水道企業団規約の変更について提案

7月 議決書抄本及び協議書を石巻地方広域水道企業団へ提出

石巻地方広域水道企業団規約の一部を変更する規約施行

3 プラスチックごみの分別収集について（市民生活部）

従来、一般廃棄物の減量と再生資源の利活用を図ることを目的とした容器包装リサイクル法に基づき、市町村は容器包装プラスチックの分別収集及び再商品化を促進してきたところであるが、令和4年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック使用製品の分別収集及び再商品化についても努めることとされた。

本市においても環境省の「令和5年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を活用し、プラスチックごみの分別収集実施に向けた処理スキーム等について調査・研究を進めてきた。

プラスチックごみを資源として再利用することでごみの削減を図り、リサイクル率を向上させるためにプラスチックごみを分別収集するもの。

(1) 主な内容

【収集から再商品化までの流れ】

ア 収集対象とするプラスチック類

容器包装プラスチック及び製品プラスチックを一括回収

イ 収集運搬

週1回収集予定

ウ 中間処理

プロポーザルにより選定した業者による、保管・分別・梱包（べール化）の実施

エ 再商品化

指定法人による再商品化の実施

なお、再商品化の方法については、環境省支援事業等の実績により、

①市外業者にプラスチック使用製品廃棄物を引き渡すこととした場合、新たに運搬業務が発生し、リサイクルによるCO2削減効果が見られない。

②県外業者で実施させる場合、地域経済の成長につながる「地域内経済循環」につながらない。

以上の結果が得られたことから、市内において新たに中間処理施設を設置する事業者が保管・分別・梱包を行い、指定法人へ委託する方針とした。

(2) 今後の予定

令和6年	6月	市議会第2回定例会に係る補正予算案について提案 (プロポーザル選定委員報酬等、中間処理業務に係る債務負担行為)
	7月	中間処理業務プロポーザル選定委員会
	11月	中間処理業務業者選定
令和7年	6月	収集運搬業者の決定
	10月～	住民向け説明会の実施
	11月	指定法人への引渡し申込
令和8年	4月以降	プラスチックごみの一括回収及び再資源化の実施予定

4 不妊検査及び不妊治療に係る助成事業の実施について（保健福祉部）

不妊検査費助成事業は、令和4年度・令和5年度と宮城県で実施していたが、令和4年度における本県の合計特殊出生率が1.09という非常事態を踏まえた緊急少子化対策として、県において新たに不妊治療に係る助成制度を創設し、両事業の事務については申請者の利便性向上を図るため、市町村が担うこととなった。

県と市町村が協力し、オール宮城で少子化対策を実施することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、子どもを生み育てやすい環境をつくる。

(1) 主な内容

要件	①不妊検査費助成	②不妊治療費助成
1 対象者	<p>助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。</p> <p>(2) 検査開始日における妻の年齢が43歳未満であること。</p> <p>(3) 夫婦両方が検査を受けていること。</p> <p>(4) 申請日において、夫または妻のいずれか一方若しくは両方が石巻市内に住所を有すること。</p>	<p>助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。</p> <p>(2) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。</p> <p>(3) 申請日において、夫または妻のいずれか一方若しくは両方が石巻市内に住所を有すること。</p>
2 助成対象とする検査内容及び範囲	<p>本事業の助成の対象となる検査は、夫婦が受けた、医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査とし、原則として検査開始日から1年以内に受けたものとする。</p>	<p>本事業の助成の対象となる治療は、保険適用となる不妊治療と併せて実施された先進医療とする。</p>
3 助成額及び回数	<p>(1) 助成額は、不妊検査に係る費用として医療機関に支払った額とし、3万円を上限に助成する。</p> <p>(2) 助成回数は、1組の夫婦につき1回限りとする。</p>	<p>(1) 助成額は、保険適用となる不妊治療と併せて実施された先進医療に係る費用として医療機関に支払った額とし、5万円を上限に助成する。</p> <p>(2) 通算助成回数は、1子ごとに治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回までとし、40歳以上であるときは3回までとする。</p>
4 助成方法	償還払いにより助成を行う。	

(2) 今後の予定

令和6年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案

石巻市不妊検査費助成事業実施要綱制定

石巻市不妊治療費助成事業実施要綱制定

(告示の日から施行予定) ※令和6年4月1日遡及適用

7月 市ホームページ等での周知、申請受付

5 石巻市カントリーエレベーター条例の改正について（産業部）

津波により農地や農機具が被災した北上地区の早期復興に向け、平成24年度被災地域農業振興総合支援事業によりカントリーエレベーターを整備し、平成25年産米から受け入れを開始した。

平成26年度からはいしのまき農業協同組合を指定管理者として管理運営を行っているが、昨今の円安や情勢不安による原油価格の高騰に伴う電気料金の高騰や人件費のベースアップ、施設の経年劣化による修繕費の増大等による管理運営経費が増加していることから、利用料金の改定について同協同組合と協議を行ってきた。

同協同組合との協議が調ったことから、利用料金の上限となる適正な使用料を設定し、施設の安定した管理運営を図るもの。

(1) 主な内容

- 令和6年産米から適用使用料改定内容

	条例改正（税込）	現行（税込）
玄米1キログラム当たり	30円	22円
屑米1キログラム当たり	15円	—

※指定管理者は市と協議し、上記金額を上限として利用料金を設定する。

（令和6年度の利用料金は玄米27円/キロ、屑米13円/キロとする予定）

参考

いしのまき農業協同組合所管カントリーエレベーター利用料金（令和6年4月1日改定）

		改正（税込）	現行（税込）
桃生CE	玄米1キログラム当たり	29.7円	22.77円
河北CE他※	玄米1キログラム当たり	29.7円	25.63円
CE共通	屑米1キログラム当たり	14.3円	—

※河北CE、河南CE、中央CE、東松島CE

- 施行月日 令和6年7月1日施行

(2) 今後の予定

令和6年6月 市議会第2回定例会に石巻市カントリーエレベーター条例の一部改正について提案
7月 利用料金の改定

6 石巻市博物館を核とした文化芸術振興に関する連携協力協定の締結について（教育委員会）

武蔵野美術大学とは、企画展や学芸員実習の受け入れ等について、相互に協力して取り組んできたところであり、先般、同大学より、さらなる連携、協力を推進したいとの申し出があり、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

同大学との協議が調ったことから、連携協力協定を締結し、それぞれが有する資源や研究成果などを活用し、相互に連携、協力することで石巻市博物館を核とした文化芸術振興を推進するとともに、人材育成及び相互の発展に資する。

(1) 主な内容

ア 連携協力事項

- ① 博物館展示運営に係る知識習得と実践に関すること
- ② 博物館の学術研究に関すること

- ③ 相互資料の活用（展示会を含む）に関する事
- ④ 相互の人材育成（学芸員実習に関する事を含む）に関する事
- ⑤ 市民参加の文化芸術振興に関する事
- ⑥ その他、文化芸術振興において相互に必要と認める事項に関する事

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和6年5月18日 協定締結式

令和6年5月19日から 芸術振興に関する事業開始（フィールドワーク・ワークショップ・展示会）

[報告事項]

1 災害応急作業等派遣手当の支給について（総務部）

令和6年能登半島地震の発生を受け、本市では、本年1月10日から被災地の災害対応業務を支援するための職員派遣を行っているところである。

そのような中、本年1月19日付けで総務省から災害応急作業等手当の運用について通知が発出され、地方公共団体職員による避難所運営等の業務について、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当することに留意し適切に取り扱うよう示された。

当該総務省通知の趣旨に基づき、石巻市職員の特殊勤務手当に関する規則に災害応急作業等派遣手当の規定を設け、被災地に派遣されて災害対応業務に従事する職員に対し当該手当を支給するもの。

(1) 主な内容

ア 災害応急作業等派遣手当の概要

① 支給対象

大規模な災害が発生した他の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害に係る作業に従事した職員

② 支給額

1日1,080円（深夜にわたる場合は100分の50に相当する額を加算）

イ 改正が必要となる規則

石巻市職員の特殊勤務手当に関する規則

ウ 適用年月日

令和6年1月1日

(2) 今後の予定

なし

2 石巻市官製談合再発防止対策検討委員会の設置について（総務部）

本市では、随時、契約制度や執行管理体制の見直しを図るとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に努めてきたが、令和5年2月15日に実施した入札に関し、本市職員が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕されたことを受け、事実関係や職場内の実態調査の検証、検証に基づく課題抽出と再発防止の検討、再発防止策の策定に必要な調査及び研究を行い、外部の第三者及び関係機関の方の意見をいた

だきながら再発防止策をまとめるため、石巻市官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

(1) 主な内容

ア 所掌事務

- ① 官製談合事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証
- ② 前号の検証に基づく課題の抽出と再発防止の検討
- ③ その他再発防止策の策定に必要な事項の調査及び研究

イ 組織

- ① 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- ② 委員会の委員長は総務部長をもって充て、副委員長は復興企画部長をもって充てる。
- ③ 委員会の委員は、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、総務部次長及び工事検査課長をもって充てる。
- ④ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員及び有識者の出席を求めて説明又は意見を聞き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 委員会の会議に付議すべき事項をあらかじめ調査及び検討し、委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。
- ⑥ 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- ⑦ 幹事会の幹事長は、総務部次長をもって充てる。
- ⑧ 幹事会の副幹事長は、復興企画部次長及び建設部次長をもって充てる。
- ⑨ 幹事会の幹事は、総務部総務課長、同部総務課法制企画官、同部人事課長、同部財政課長、同部管財課長、復興企画部復興推進課長、産業部水産課長、同部農林課長、建設部都市計画課長、同部道路課長、同部建築課長、同部下水道管理課長、同部下水道建設課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会学校管理課長をもって充てる。
- ⑩ 前項に規定する者のほか、必要に応じて総合支所に所属する職員の中から総合支所長が指名した者をもって幹事に充てることができる。

(2) 今後の予定

令和6年5月以降 石巻市官製談合再発防止対策検討委員会・幹事会を随時開催

3 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（保健福祉部）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、被保険者証を廃止し「資格確認書」を提供することとされたことから、宮城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）構成団体において協議を行うこととなった。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約（以下「広域連合規約」という。）を変更するもの。

(1) 主な内容

【変更内容】

後期高齢者医療の事務のうち、関係市町村において行う事務について規定した部分について、次のとおり改めるもの。

別表第1の2及び3中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

(2) 今後の予定

- 令和6年 6月 市議会第2回定例会に広域連合規約の変更について提案
7月 議決書抄本及び協議書を広域連合へ提出
宮城県知事による許可
12月 広域連合規約の一部を変更する規約施行
(施行予定年月日：令和6年12月2日)

4 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について（保健福祉部）

災害援護資金の申請期限については、当初期限の平成30年3月31日から1年間の延長が6度行われ、令和6年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行され、更に1年間延長された。

災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。

(1) 主な内容

【申請期限の延長】

災害援護資金の申請期限を「令和6年3月31日」から「令和7年3月31日」までとし、1年間延長するもの。

(2) 今後の予定

- 令和6年4月 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正
(令和6年4月1日遡及適用)

【その他】

- ・市議会第2回定例会における全員協議会及び会派説明について（総務部）
- ・今後の降水予想について

以上